

## 1 かながわ男女共同参画推進プランの改定案について

### (1) 経緯

平成25年3月に策定した現行の「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」（以下「プラン」という。）は、計画期間を5年（平成25年度～平成29年度）としているため、改定に向けた手続きを行っており、改定素案を平成29年第3回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会に報告した。

改定素案に対する県議会の意見、市町村への意見照会及び県民意見募集（パブリックコメント）の結果等を踏まえ、このたび改定案を取りまとめた。

### (2) 改定素案に対する県民意見募集の結果

ア 募集期間 平成29年10月13日～11月15日

イ 実施結果

(ア) 意見件数 180件

(イ) 意見の内訳（個人：111人、団体：0団体）

区 分		件 数
1	重点目標1に関する意見	37
2	重点目標2に関する意見	45
3	重点目標3に関する意見	21
4	重点目標4に関する意見	37
5	重点目標5に関する意見	9
6	計画全体に関する意見	25
7	その他	6
合 計		180

ウ 主な意見

(ア) 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

- ・ あらゆる分野への参画という理念は非常に重要。男女での能力的な差は決してないと思うので、もっと女性が社会的に高い地位につけるように推進していく必要がある。
- ・ 家事・育児等への男性の参画を促す施策は、女性の社会への参画支援につながるので重要。

(イ) 重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

- ・ 神奈川県的女性を取り巻く状況の厳しさに驚いた。自分も女性なので将来が不安。
- ・ 働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現は、男女ともに重要。それにより女性も働きやすくなる。

(ウ) 重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

- ・ 困難を抱える女性たちにも、しっかりと光があたるようなプランにしてほしい。
- ・ 性的マイノリティに触れている点を評価する。

(エ) 重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

- ・ 子どもの頃から男女共同参画意識を育てることは重要。様々な問題への対策につながる。
- ・ 育児・介護については、男女ともに安心して家庭と仕事を両立できるよう、基盤整備が必要。そのためには保育士・介護士の待遇改善が必要だが、神奈川だけの問題ではない。

(オ) 重点目標5 推進体制の整備・強化

- ・ 男女共同参画を実現するには、労働、教育、保健、福祉など様々な施策を推進することが必要なので、総合的な働きかけができるよう、体制を強化してほしい。
- ・ 男女に違いのあることはたくさんあるはずなので、男女別統計については、国や県だけでなく、市町村等にもそれを把握するよう働きかけてほしい。

(カ) 計画全体に関して

- ・ 企業や県民が総ぐるみで取り組めるものになるよう、実効性のあるプランにしてほしい。
- ・ 課題に共感し、興味を得られるような見せ方をするとよい。

### (3) 改定案の内容

#### ア 改定案のポイント

- (ア) 平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、女性活躍に向けた着実な取組みが求められる中で、あらゆる分野における女性の活躍を促進する。
- (イ) 仕事と家庭生活の両立を困難にする長時間労働を前提とした現在の働き方を見直し、企業の意識改革を進めるとともに、男女ともに多様な選択が可能となるよう、育児・介護などの社会的な基盤整備を図る。
- (ウ) 生活上の困難に陥りやすい高齢単身女性や母子世帯、さらには性的マイノリティの方々などが、安心してらせる社会をめざす。
- (エ) 若年層のうちから男女共同参画への意識を育み、誰もが個性と適性に応じた人生設計を行うことができるよう、子どもや若者に向けた意識啓発に取り組む。
- (オ) 「施策の基本方向」ごとに目標数値を設定し、進捗状況及びその評価の公表など、実効性のある計画の進行管理を図る。

※ なお、改定案中、女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく都道府県推進計画として位置付ける。

#### イ 改定案の構成・概要

別紙のとおり

### (4) 今後の予定

平成30年 1月	男女共同参画審議会から答申
2月	第1回県議会定例会にプランの変更についての議案を提出
3月	プランを改定

## かながわ男女共同参画推進プランの改定案の構成・概要

## I 計画の基本的考え方

## 1 改定の趣旨

平成15年度にかながわ男女共同参画推進プランを策定し、その後2度にわたり改定を行いながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきたが、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、結婚や出産に伴う女性の就業継続の難しさ、長時間労働を前提とした働き方、高齢単身女性や母子世帯の貧困など、依然として様々な課題がある。こうした課題や社会環境の変化を踏まえ、プランの改定を行う。

## 2 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画である。
- (2) 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画である。
- (3) 女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく推進計画として位置づける。

## 3 計画の期間

2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とする。

## 4 計画の進行管理

数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表する。

## II 現状と課題

## 1 男女共同参画を取り巻く神奈川の状況

神奈川では、長時間労働や日本一長い通勤時間などにより、仕事と家庭の両立は容易ではなく、女性の労働力率が子育て期に落ち込む「M字カーブ」の底の値、深さとも全国最下位となっている。このような状況は、男女共に結婚や子どもを持つことを躊躇させる要因とも考えられ、全国と比較して未婚率が高く、晩婚化・晩産化の傾向も見られる。また、女性の就業継続の難しさはそのキャリア形成を阻み、管理職に占める女性の割合は全国で40位となっている。

## 2 個別分野ごとの現状と課題

以下の分野を始めとして、男女共同参画社会の実現に向けては、依然として様々な課題がある。

- ・ 政策・方針決定過程における女性の参画状況は未だに低調である。
- ・ 女性の就業環境は依然として厳しい状況にある。
- ・ 育児・介護の基盤整備には、一層の充実が求められている。
- ・ ひとり親や高齢単身女性など、生活上の困難に陥りやすい女性などに対する支援が求められている。
- ・ 社会の様々な場面で、男女間の不平等があると感じている方々の割合が依然として高い。

### 3 重点的に取り組むべき事項

1、2に示した状況を踏まえ、改定に取り組む必要がある（→Ⅲ3「重点目標と施策の基本方向」参照）

## Ⅲ 計画の内容

### 1 基本目標

「ともに生きる社会、ともに参画する社会へ」を基本目標とし、家庭、職場、学校、地域など、人生の様々な場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、活躍できる社会をめざす。

### 2 基本理念

県は、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行する。

#### (1) 人権の尊重

性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること

#### (2) あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参画できるようにすること

#### (3) ワーク・ライフ・バランスの実現

働き方を見直し、誰もが、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

#### (4) 固定的性別役割分担意識の解消

性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

### 3 重点目標と施策の基本方向

長時間労働などにより、仕事と家庭の両立が厳しい状況が続いているほか、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、高齢単身女性や母子世帯の貧困などの各種課題を踏まえるとともに、女性活躍推進法、国の「第4次男女共同参画基本計画」等を勘案し、次の5項目を重点目標として、施策に取り組む。

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

重点目標5 推進体制の整備・強化

## Ⅳ 体系図

重点目標、施策の基本方向、主要施策等に関する施策の体系図を示す。

## Ⅴ 具体的な取組み

### 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画

施策の基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍促進

施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画

**重点目標 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現**

施策の基本方向 1 職業生活における活躍支援

施策の基本方向 2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造

**重点目標 3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし**

施策の基本方向 1 あらゆる暴力の根絶

施策の基本方向 2 困難を抱えた女性等に対する支援

施策の基本方向 3 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援

**重点目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備**

施策の基本方向 1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革

施策の基本方向 2 子ども・若者に向けた意識啓発

施策の基本方向 3 育児・介護等の基盤整備

**重点目標 5 推進体制の整備・強化**

施策の基本方向 1 多様な主体との協働

施策の基本方向 2 男女別統計の促進

施策の基本方向 3 進行管理

※ 二重枠で囲んだ部分…「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」の規定により、議会の議決の対象となる事項

- ・ 基本計画等のうち基本構想に関する事…「Ⅰ 計画の基本的考え方」「Ⅲ 計画の内容」
- ・ 基本計画等の実施期間に関する事…「Ⅰ 計画の基本的考え方」
- ・ 基本計画等の実施に関し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関する事…「Ⅴ 具体的な取組み」のうち施策の基本方向まで

# かながわ男女共同参画推進プラン 改定案

(※省略)